

令和5年7月20日
茨城県福祉部障害福祉課

障害福祉サービス事業所等において事故が発生した場合の報告について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年12月27日条例第74号）等に基づき、利用者に対する障害福祉サービス等を提供した際に事故が発生した場合には、県等に報告を行うこととしておりますが、その取扱いについて、下記のとおり整理しましたのでお知らせします。

なお、市町村（支給決定権者）において、既に定めている報告様式がある場合には、既存の報告様式を使用して差し支えありませんが、本県にも漏れなく報告いただきますようお願いいたします。

また、感染症や食中毒に関する報告については、引き続き所管保健所の指示に従い、別途報告が必要ですので申し添えます。

記

1 対象事業所（以下「事業所」という。）

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定一般相談支援事業所
指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設

※市町村が実施する地域生活支援事業については、県への報告は必要ありませんが、各市町村への報告は必要です。

2 報告すべき事故の範囲

（1）事故の種類

① 利用者の死亡

- ・ サービスの提供により利用者が死亡した可能性がある場合
- ・ 利用者の死亡原因に疑義がある場合

② 利用者の怪我等

怪我等とは、サービスの提供により発生した怪我、誤嚥、異食、誤与薬等のうち、入院又は医療機関での治療を要するものをいう（ただし、軽微な治療で済むため、管理者が報告の必要を認めないものは除く。）。

- ③ 利用者の保有する財物の損壊、滅失
- ④ 従業員の法令違反により利用者の処遇に影響を及ぼすもの
- ⑤ その他、管理者が報告を必要と判断したもの

(2) 事故の原因

事業者の過失の有無を問わない。

(3) 事故発生の時間帯

- ① サービス提供中の事故
- ② 利用者が事業所内に所在中の事故
- ③ 送迎中の事故
- ④ 通院付添い中の事故
- ⑤ その他、管理者が報告を必要と判断したもの

3 報告事項

(1) 報告年月日

(2) 事業所の概要

- ① 法人の名称
- ② 事業所番号、事業所の名称、サービス種別、所在地及び電話番号
- ③ 担当者（報告者）の職名及び氏名

(3) 利用者の概要

- ① 氏名、性別、生年月日、住所及び連絡先
- ② 障害支援区分、障害者手帳等級及び特記事項

(4) 事故の概要

- ① 事故が発生した日時及び場所
- ② 事故の種別
- ③ 事故発生の経緯
- ④ 事故後の対応

(5) 利用者及び家族への対応等

- ① 利用者の状況
- ② 利用者・家族等に対する連絡・説明
- ③ 損害賠償等の状況

(6) 事故の原因及び今後の改善策

4 報告先

- (1) 県、利用者の支給決定を行った市町村、及び感染症又は食中毒が疑われる場合には事業所を所管する保健所に報告すること。
- (2) 県外の市町村が支給決定を行った利用者の場合は、支給決定を行った市町村の指示に従い報告すること。

5 報告の方法

- (1) 報告は、別添の「事故報告書」によること。ただし、既に事業所において必要項目が網羅された様式を作成している場合又は利用者の支給決定を行った市町村が定める様式がある場合は、これを使用して差し支えない。
- (2) 報告期日については、事故発生から3日以内を原則とすること。
- (3) 利用者の生命に関わるなど緊急性の高いものについては、(2)にかかわらず、4の(1)の報告先に対し、速やかに電話等による報告を行うとともに、その後事故報告書を提出すること。